

独立行政法人国際協力機構 2021 年度計画

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 31 条第 1 項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の中期計画に基づく 2021 年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を次のとおり定める。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の動向に留意しつつ、機動的かつ柔軟に対応する。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

開発協力大綱に掲げられる重点課題の解決を通じて国際社会の平和と安定及び繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現するため、それぞれの開発課題に対して以下の取組を行う。その際、日本の経験や機構の開発協力の経験をいかすとともに、国内外での連携を通じて課題解決に向けた多様な力を動員する。また、開発のインパクトを増大するため、多様化、複雑化、広範化している開発課題に対する有効な解決策の提示や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応に必要なイノベーションを図り、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する。

日本の開発協力の重点課題

(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

ア 都市・地域開発

- 急速に都市化が進む現状に対して、持続可能な都市・地域開発に貢献するため、都市においては、土地利用やインフラ整備を記した開発計画の策定、都市開発管理やまちづくりを含む都市マネジメントの能力強化に取り組む。
- 特に、大都市を中心に関心が高まっている、新たな都市開発アプローチである公共交通志向型都市開発(TOD: Transit Oriented Development、以下「TOD」という。)やスマートシティに向けた協力を着手する。地域開発においては、分野横断的な取組が行えるよう、総合的な開発計画の策定や関係機関が調整・連携する体制構築を支援する。
- 都市・地域開発の基本となる地理空間情報の利活用を促進する。
- 都市・地域開発分野における協力活動の効果拡大を目指して、留学生・研修員同士や国内関係者間のネットワークの強化を促し、経験を共有する活動を行う。

イ 運輸交通・ICT

- 「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP: Free and Open Indo-Pacific Strategy、以下「FOIP」という。)や「インフラシステム海外展開戦略 2025」等に貢献するため、開発途上地域の発展段階に合わせたインフラや ICT 環境の整備に向けた事業を実施する。その際、自然災害リスクの最小化やインフラ資産の運営・維持管理体制の強化、交通安全、へき地へのアクセスや社会的弱者の利用を想定したインフ

ラ整備等、インフラ全体の強靱性、包摂性、持続可能性の確保に配慮する。

- 特に、効率的かつ質の高い道路アセットマネジメントシステムの導入及び活用の支援を重点的に実施する。
- 都市化と自家用自動車数の増加による交通渋滞や大気汚染の悪化、交通事故の増大等が生じていることから、より環境負荷低減に資する都市鉄道やバス等の公共交通システムの導入に向けた支援(組織体制、人材育成、公共交通利用促進策等を含む)を行う。その際には、基幹交通網としての計画の妥当性、持続性、現地化にも配慮した運営・維持管理体制の適切性、安全性の向上等を考慮する。また、TODの推進、交通安全に資する取組を実施する。さらに、運輸交通インフラ整備のスピルオーバー効果に着目した新たな財源スキームの検討、導入促進を図る。
- FOIPに資する事業形成として、地域の連結性強化のため、港湾・空港・国際回廊整備及び運営維持管理、海上保安等に係る協力を通じてグローバルネットワークの構築、安全性の向上に取り組む。
- 開発途上地域の社会のデジタル化、デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という。)の促進を支援するために、その基盤となるICT・データ技術人材の育成、ICT・デジタル関連政策や制度、ICT環境整備、ICT産業の育成に資する事業を実施する。また、開発途上地域の社会課題解決におけるDXの推進に取り組み、コロナ禍での有効なデジタル技術の適用を通じた開発事業の効果及び効率の向上を図る。具体的には、ICT・データを活用した新たな協力を推進するべく、情報収集・確認調査、試行的・実践的事業の実施及び効果的な事業実施のためのデジタルサービスの検討・導入を行う。
- 情報セキュリティの確保は不可欠であり、東南アジアやその他セキュリティリスクが高い国に対し、サイバーセキュリティの体制強化に資する事業を実施する。

ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上

- 世界的なエネルギー利用の低・脱炭素化を念頭に、日本が強みを有する地熱開発等の再生可能エネルギー導入促進や、太陽光、風力等の変動性再生可能エネルギー増加に必要なシステムの柔軟性を高める対策促進等に取り組む。また、省エネルギーについて、円借款や海外投融資の活用も見据えつつ、戦略の策定や制度構築に関する事業の形成に取り組む。
- サブサハラ・アフリカ等のエネルギーアクセスの改善が求められる地域については、再生可能エネルギーをはじめとする低炭素電源の導入促進や送配電網の拡充、設備の維持管理改善を通して、電化人口の増加や電力供給の信頼度向上につながる事業の形成及び実施に取り組む。
- 上記取組を進めるに当たり、エネルギーアクセス改善に向けた官民連携のための制度構築や人材育成等を通して一層の民間資金の活用を促進する方策を検討する。また、保健医療等の他の分野との相乗効果を生む事業の形成に着手する。
- さらに、エネルギー効率利用の促進のため、デジタル技術を活用した事業の形成に着手する。

- JICA 開発大学院連携(特に「資源の絆プログラム」)により形成した、開発途上地域の知日派人材とのネットワークの維持・強化に取り組む。特に、帰国留学生による現地活動を支援しつつ、帰国後の関係継続・強化に取り組む。また、本邦大学のリソースを有効活用しつつ、研究・イノベーションと人材育成の相乗効果の発現を図る。

エ 民間セクター開発

- アジア地域の産業振興及び投資振興分野では、「産業人材育成協カイニシアティブ 2.0」等を踏まえ、コロナ禍での対応の観点からも日本人材開発センターやこれまでの協力拠点を活用しつつ、必要な政策策定支援、産業人材育成、現地企業と本邦企業を含む外資系企業との繋がり強化、コロナ禍に対応した新しいイノベーション(非接触、遠隔化、省人化等のデジタル化等)の推進を加速する。
- アジア以外の地域では、コロナ禍での多様な対応と TICAD7 の柱であるイノベーション促進の観点から、コロナ禍での社会課題解決に向けた起業家育成支援(Project NINJA)、「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の推進、南南協力等による本邦企業・金融機関との連携も含め企業支援のためのエコシステムづくりを促進し、企業の能力強化を通じて民間セクター主導の成長を加速する。
- 産業振興や人材育成に資する各国拠点大学の教育、研究及び運営能力や、本邦大学とのネットワークの強化を図るとともに、ASEAN、インド、中東、アフリカの各拠点大学及び本邦トップ大学を繋ぐことにより、インド太平洋地域にまたがる大学間の連携を強化する。また、コロナ禍に対応した研究・開発の実施やオンライン教育を含めた質を担保した教育・研究活動の実施に向けて協力する。あわせて、各拠点大学における科学技術イノベーション推進のための高度人材育成や産業振興に貢献する人材育成事業を引き続き実施する。
- 「TICAD7における日本の取組」に貢献すべく、「ABE イニシアティブ 3.0」の実施等を通じ、日本とアフリカ間のビジネス推進に資する産業人材育成を実施する。
- 持続可能な観光開発を推進し、環境等への負の影響を制限しつつ、経済・雇用等幅広い SDGs への正のインパクトの実現を図る。また、世界観光機関と連携して取り組む「観光開発 SDGs 効果測定指標ツールキット」の作成やウィズコロナ、ポストコロナにおける観光リカバリー計画の策定を進め、多様な関係者による活用を促進する。

オ 農林水産業振興

- 農産物の生産から加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながら付加価値の連鎖をつくるフード・バリューチェーン(以下「FVC」という。)の構築・強化を目的とした協力を展開する。
- 特に、東南アジア地域では、ウィズコロナ、ポストコロナにおける FVC 開発の在り方を検討するための調査を実施するとともに、ASEAN 事務局と連携した FVC 開発支援事業を開始する。
- また、食農分野の本邦企業との連携及びデジタル技術の活用を促進する。

- さらに、農業分野の外国人材受入促進にも貢献する協力を行う。
- TICAD7 で打ち出した「SHEP100 万人宣言」の達成に向け、アフリカ、南アジア、中南米地域等を対象に、市場志向型農業振興(SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion、以下「SHEP」という。)アプローチに精通する人材を育成する。また、国際ワークショップ(英語・フランス語・アラビア語)の開催等を通じて SHEP に関する国際社会の認知度を高めるとともに、SHEP アプローチに基づく協力を展開可能な国際協力人材(開発コンサルタント、ボランティア、NGO)を育成する。さらに、民間企業等との連携を促進し、SHEP を活用した小規模農家支援事業の拡充を図る。
- TICAD8 に向けたアフリカビジネス協議会農業ワーキンググループの活動として、「アフリカ農業イノベーションプラットフォーム構想」の実現に向けた調査結果の発信と、本邦企業との連携の可能性を検討する。
- 「JICA 食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)」を継続的に運営していく。
- 長期研修を通じて農林水産分野の知日人材を育成するとともに、研修員とのネットワークの構築を図る。

カ 公共財政管理・金融市場等整備

- FOIP を踏まえつつ、経済成長の基礎及び原動力を確保するための経済基盤として、関税の適正かつ公平な徴収と貿易円滑化の推進、国家財政の基盤強化、金融政策の適切な運営と金融システムの育成に向けた事業を実施する。
- 特に、アジア地域では、域内連結性の強化につながる税関分野の手続きの迅速化・近代化支援、「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」におけるインフラ・ガバナンス強化にもつながる徴税強化や公共投資管理強化、債務管理強化による財政の基盤強化支援及び金融システムの健全な育成に向けた支援を実施する。
- また、アフリカ地域では、アフリカ大陸自由貿易圏の推進につながる、ワン・ストップ・ボーダー・ポスト(OSBP: One Stop Border Post)の推進や税関行政強化に係る支援及び債務管理強化等財政の基盤強化に向けた支援を実施する。
- さらに、世界税関機構(WCO: World Customs Organization)と連携し、アフリカ各地域における税関人材育成を継続するとともに、大洋州に対する歳入強化(関税収入強化)に向けた税関能力強化支援を行う。

(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)

- 新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上の危機への対応を強化するため、強靱な UHC の達成を目標に、保健医療システム強化や母子保健の向上、栄養の改善、安全な水の確保を含めて、予防・警戒・治療を柱とする「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を推進する。

ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC: Universal Health Coverage、以下「UHC」という。)を目指した保健システムの強化

- 「平和と健康のための基本方針」、「国際保健 G7」、「UHC 東京宣言」等の下、UHC 達成のため強靱な保健システム強化に取り組む。また、裨益対象国による周辺国の UHC 達成のための支援を行う。
- 効果的な非感染性疾患対策を継続的に実施するための保健システム強化や人材育成に引き続き取り組む。また、高齢化が進展する国においては、高齢者に対する医療・介護も視野に入れた保健システムの強化を支援する。
- 特に、主要国際会議において、日本政府として推奨すべき政策や、同政策に基づく ODA を通じた具体的な貢献策の検討プロセスに参画し、会議成果(宣言文等)の取りまとめに貢献するとともに、会議を通じて機構の事業経験から得られた知見を発信する等の知的貢献を行う。
- また、G20 や TICAD7 等の主要国際会議等での UHC に関連した政府公約や発表を具現化するための事業を形成、実施する。

イ 感染症対策の強化

- 新型コロナウイルスを含む感染症による健康危機時に対応する公衆衛生上の備えの強化に向けた事業を実施するほか、国際保健規則(IHR: International Health Regulation)の遵守を促進する。
- 特に、アフリカ地域では、アフリカ疾病管理予防センター及び国際獣疫事務局と連携し、域内の検査室やサーベイランスネットワークの強化等を支援する。実施中の技術協力や長期研修(留学)制度を活用した地球規模での感染症対策に係る人材育成を通じて、各国の検査及び研究能力の強化を図る。
- 突発的な感染症の拡大に対応した緊急支援を行うとともに、国際緊急援助隊感染症対策チームの対応力強化に取り組む。

ウ 母子保健の向上

- 母子に対する継続的な保健サービスの提供と乳幼児死亡率や妊産婦死亡率の改善に向けた支援に継続して取り組む。
- 母子手帳に係る国際標準ガイドラインについて、国際会議等で内容を周知することに加え、各国でガイドラインを実施に移す際に有用な実施ガイドの策定を進める。
- 母子手帳の更なる国際展開に向け、WHO、UNICEF 等との連携を密にし、調整プラットフォームや、実施ガイド策定時のステークホルダー会議の開催等を通じ、各国への支援が効率的に行える枠組みを形成する。

エ 栄養の改善

- TICAD7 で採択された「IFNA 横浜宣言 2019」が目指す「アフリカの子ども 2 億人の栄養改善のための IFNA の全アフリカ展開」を念頭に、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa、以下

「IFNA」という。)の取組をアフリカ各国で推進するべく、これらの国々や地域経済共同体、支援機関を対象としたパートナー会合や広域研修を実施する。また、IFNA に貢献する栄養関連の事業を着実に形成・実施するとともに、農業・農村開発分野等の事業への栄養の視点の導入を推進する。

- 2021年12月に開催予定の東京栄養サミット2021(Tokyo Nutrition for Growth (N4G) Summit 2021)で合意される予定の「東京コンパクト」で目指す栄養目標に貢献するため、IFNAに加えて「栄養改善事業推進プラットフォーム」の活動を更に進め、栄養改善に係る組織・分野横断的な取組を推進する。

オ 安全な水と衛生の向上

- 安全な水へのアクセスの改善及び持続的・効率的な水の供給、利用、管理や衛生に関する知識や技術の向上に向けた事業を実施する。
- 特に、短期的には水・衛生分野における新型コロナウイルス感染症対策の支援を継続しつつ、SDGs達成に向けて、自立的に資金調達を行い水道サービスの拡張や改善ができる水道事業体を増やすための協力アプローチに基づき、水道サービスのサービス改善、経営改善に係る支援を実施する。
- 水資源管理に関する日本の開発経験を開発途上地域向けの教材として完成させるとともに、統合水資源管理に関する機構事業の取組方針を取りまとめ、メコン河流域等の水資源管理に関する課題解決に取り組む。

カ 万人のための質の高い教育

- 「平和と成長のための学びの戦略」に貢献するため、子どもの学びの改善に向けた支援に引き続き取り組む。
- 特に、新型コロナウイルス感染症により子どもの学習機会が脅かされる中、質の高い教科書・教材の開発にデジタル化も視野に入れて取り組むほか、学校における衛生環境の改善及び衛生啓発活動、コミュニティと学校の協働による教育モデルの開発及び展開、特別活動や日本の学校運営等を通じた日本式教育、非認知能力向上に向けた取組の導入・展開のための事業を実施する。また、特にアジア及び中東地域では、疎外されている子どもへの教育機会の実現のため、インクルーシブ教育及び女子を主な裨益対象とするノンフォーマル教育に係る事業を継続して実施する。
- 世界銀行(特に Human Capital Project)、教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)、UNICEF等パートナー機関との連携を引き続き強化する。

キ スポーツ

- 「スポーツ・フォー・トゥモロー」(SFT: Sport For Tomorrow、以下「SFT」という。)の取組に留意しつつ、引き続き外部関係機関等との連携を強化するとともに、開発途上地域の体育科教育支援、スポーツ競技力向上、障害者スポーツの普及等による障害者・社会的弱者の社会参加の促進、スポーツを通じた民族融和及び平和

の促進等に向けた支援に取り組む。

- 国内外で「スポーツと開発」に係る啓発・広報活動を強化するとともに、国内の競技団体や民間企業等の国内外関係者とのパートナーシップ強化やホストタウン等の取組を通じた市民参加協力の促進を図る。
- コロナ禍により一変した世界の状況や SFT の成果を、「スポーツと開発」の取組の推進を継続・強化すべく、スポーツと開発に係る戦略を改訂する。

ク 社会保障・障害と開発

- 社会保障制度の構築や障害者等の社会的弱者に配慮した事業を実施する。また、障害者が開発プロセスから取り残されない取組や、事業への障害の視点の組込を推進するため、機構事業関係者に対する研修等を引き続き実施する。
- 特に、社会保障分野では、新たな取組としてコロナ禍で困難な生活を強いられている開発途上地域の子どもたちに対する支援に向けた児童福祉分野の調査を実施し、中長期的な支援策を検討する。
- 障害と開発分野では、特に障害者の社会参加が促進される事業や、インクルーシブ防災やユニバーサル・ツーリズムといった障害と開発における新たなニーズに対応する事業を実施する。
- 高齢化対策分野では、開発途上地域において急速に進む高齢化に伴う課題対応のため、医療と福祉サービスが連携したコミュニティレベルにおける高齢者ケアの仕組みづくりに資する事業を実施する。さらに、国際会議等で、高齢化への取組・知見の共有を行うほか、課題別研修を通じ、地域を超えた学び合いを促進する。

(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

ア 公正で包摂的な社会の実現

- FOIP 等を踏まえつつ、市民の諸権利の保障・実現や質の高い経済成長に資する、公正かつ透明な法・司法制度の整備・運用、中央・地方の行政、公共放送の機能強化等に向けた事業を実施する。
- 特に、TICAD7 を踏まえ、アフリカ地域に対する協力の充実を引き続き図るとともに、第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)を踏まえ、刑事司法分野の取組を継続する。また、市民の司法アクセスに係る支援の継続及び拡充に向けた検討を進めるとともに、日本政府の「ビジネスと人権行動計画(2020-2025)」への貢献も念頭においた「ビジネスと人権」の促進に資する具体的取組を進める。
- さらに、行政機能の強化と質の向上を図るべく、アジアでは行政運営を主導する幹部行政官の人材育成を、アフリカ・中南米等では地方行政機能の強化を実施する。

イ 平和と安定、安全の確保

- 社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善と、これに資する地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた事業を実施する。
- 特に、フィリピン・ミンダナオでの平和と開発に係る支援や、国際機関とも連携した

ウガンダ、ザンビア等での難民受入コミュニティに対する地方行政能力の向上を支援する。また、紛争影響地域における新型コロナウイルス感染拡大の影響等に係る調査を実施する。

- 治安機関や海上保安機関等の法執行機関の機能強化や、安全なサイバー空間の実現、地雷・不発弾処理機関等の機能強化を支援する。
- 特に、地域警察制度の普及・定着に向けた事業を継続するとともに、テロ、薬物犯罪、サイバー犯罪等の国際的な課題に係る事業を引き続き実施する。また、TICAD7 のフォローアップとして、アフリカ地域の治安機関や海上保安機関の機能強化等を支援する。その他、ジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた支援や、カンボジア地雷除去センターの知見をいかした南南協力、日本政府の国家安全保障戦略を踏まえた各国のサイバーセキュリティの能力向上を支援する。

(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

ア 気候変動

- 2050 年カーボン・ニュートラルの実現を目指す日本政府の方針を踏まえ、開発途上地域の脱炭素社会への移行（及び気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進する。
- 特に、パリ協定の下で開発途上国に求められる自国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援する。
- 気候変動対策のための方針や事業の計画立案段階での助言等を通じ、他の分野の事業計画で気候変動の分析を行い、必要に応じた気候変動の緩和策や適応策の組み込み、気候変動対策の主流化を促進する。
- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「UNFCCC」という。）の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金」（GCF：Green Climate Fund）の活用に向け、事業の形成及び実施監理に取り組む。
- UNFCCC 第 26 回締約国会議（COP26）においてサイドイベントを開催し、機構の気候変動対策分野の協力方針や支援実績、成果と教訓等を発信する。

イ 防災の主流化・災害復興支援

- 日本の優れた防災技術及び構造物対策の事前防災投資による災害リスク削減等の経験に基づき、「仙台防災枠組」の人的及び経済的被害の削減のアウトプットターゲット及び日本政府の「仙台防災協力イニシアティブフェーズ2」の達成に貢献する。このために、大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現、災害リスクの理解及びリスク管理のための防災推進体の体制確立、Build Back Better（BBB）を推進する事業を形成・実施する。また、その成果を国連の主催する世界防災会合等において発信する。

- 具体的には、大都市圏等の資本集積地域において、確実に被災者及び経済損失を減らすことができる構造物対策を推進できるよう防災インフラ及び重要インフラの所管組織の支援に取り組むとともに、防災戦略・計画策定、気象・地震等観測、リスク評価、ガイドライン整備、防災投資・施策の実施・運用・維持等を所掌する防災推進体を支援する。
- また、緊急支援をシームレスな復興支援につなげ、災害復興過程を通じ、根本的な災害リスクの削減策を実現することで、単なる復旧ではなく、強靱な国・地域づくりの新たなサイクルにつながる支援を行う。インドネシア、モザンビーク等の災害発生国においては、BBB の概念に基づき、引き続き日本の知見を踏まえた地震津波等災害からの復興を支援する。

ウ 自然環境保全

- SDGs及び気候変動対策への貢献を念頭に、また新興感染症リスク軽減の観点からも、ワンヘルス(One Health)として自然環境保全と人間活動との調和の実現に向けた事業を実施する。
- スケール及びインパクトの確保の観点から、民間企業を含む多様なステークホルダーとの連携及び外部資金・寄付金の活用を促進する。また、各種国際会議等の機会に、これらの取組に係る機構の貢献を発信する。
- 気候変動緩和策として、持続的森林管理(REDD+: Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries)の成果払いに向けた取組を継続することに加え、泥炭地管理支援も推進する。気候変動適応策として、統合的流域管理を念頭に自然資源を活用した防災・減災(EcoDRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)や土壌劣化対策を促進する。機構が国連砂漠化対処条約事務局と共同事務局を担っている「サヘル・アフリカの角砂漠化対処による気候変動レジリエンス強化イニシアティブ」においては、セネガル、ケニア及び国際機関等と連携してサイドイベント等を実施するとともに、研修、知識共有のためのSNSを使った発信等も行い、参加国における適応策に貢献する。また、メコン地域においては、自然環境保全・生物多様性の主流化にも資する統合的流域管理及び防災・減災の取組を促進する。
- 森林ガバナンスの向上を含む持続的森林管理と住民の生計向上への貢献に向けて、衛星やドローン等のリモートセンシング技術の活用を推進する。また、森林減少・劣化防止の実効性を一層高めるため AI を用いた熱帯林減少の要因分析・予測を行う。
- ポスト愛知目標も念頭に、保護区とその周辺地域の連続した生態系において、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組む。特に沿岸域における自然環境保全に関しては、グリーン経済の推進を念頭に民間セクターとの連携を強化する。

エ 環境管理

- ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、都市部を重点とした衛生環境の改善、持続可能な経済社会システムの構築及び行政能力強化に向けて、日本政府・自治体及び民間企業の知見・技術の活用にも留意しつつ、事業を形成・実施する。
- また、開発途上地域における環境管理分野の政策やインフラ整備の優先度を高めるため、「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」を掲げ、「きれいな街」の実現に向けて横断的・総合的に事業を推進する。
- 特に、アジアを中心とする大都市における廃棄物の減量化に向けた対策として、3R(Reduce、Reuse、Recycle)の推進に加え、大洋州では第9回太平洋・島サミットを見据えて「3R プラス Return」に係る調査結果を踏まえて同コンセプトの具現化を含む今後の同地域への具体的な協力の方向性を提案する。また、Waste to Energy(廃棄物からのエネルギー回収)の導入適格国への具体的な支援を進める。さらに、海洋プラスチックごみ対策の推進に向けた日本政府によるコミットメントである「マリーン・イニシアティブ」の推進に資する事業を形成する。
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP: African Clean Cities Platform)」に関し、TICAD8 に向け、「ACCP 横浜行動指針」の更なる推進に資する事業形成・実施により、持続可能な都市づくりに貢献する。
- 水質汚濁防止及び大気汚染対策に関し、水・大気環境行政及び污水处理にかかる能力強化に資する事業形成に重点的に取り組む。特に、都市衛生の改善に資する事業の形成・実施に、民間企業や他ドナー等のアクターと連携しつつ取り組む。また、開発途上地域の開発事業における適切な環境社会配慮の確保に向け、政策・法制度整備や実施能力の強化等を支援する。

オ 食料安全保障

- アフリカ稲作振興のための共同体(CARD: Coalition for African Rice Development、以下「CARD」という。)フェーズ2の目標達成に向け、RICE(Resilience、Industrialization、Competitiveness、Empowerment)アプローチに基づき事業を形成・実施する。また、CARD事務局による加盟国、地域共同体及びCARD運営委員会メンバー機関との協議・情報共有及び複数拠点国における稲作人材育成に係る支援を通じ、稲作振興の取組に貢献する。
- ブルーエコノミーの推進に向けて、水産の開発可能性が高い島嶼国において、海洋生態系及び水産資源の保全と経済的便益の増大の両立に資する事業を形成・実施する。内水面養殖の普及に向けて、水産物自給率が低く、養殖適地が豊富なアフリカ諸国において、養殖生産者の増加に貢献する事業を形成・実施する。
- 畜産振興による中小規模農家の生計向上及び経済的発展、並びに人々の栄養改善に資するため、畜産分野のバリューチェーンの構築・強化を促進する事業を形成・実施する。特に、バリューチェーン構築の大きな阻害要因であるとともに人への感染源ともなる人獣共通感染症と家畜衛生の対策強化に資する事業を形成・実施する。
- 農業の気候変動に対するレジリエンス強化に向けて、特に、サブサハラ地域等に

において、天候インデックス型保険や灌漑・水管理等の事業を形成・実施する。

(5) 地域の重点取組

刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応しつつ、それぞれの地域に対して以下の支援に重点的に取り組む。その際、国別開発協力方針を踏まえた国単位の取組に加え、地域統合や地域の連結性向上に向けた動きや広域開発、FOIP への貢献にも留意する。

ア 東南アジア・大洋州地域

- FOIP 及び「インド太平洋に関する ASEAN・アウトルック協力についての第 23 回日アセアン首脳会議共同首脳声明」を踏まえ、地域の平和、安定及び繁栄に貢献することを目的に、ASEAN と大洋州地域の自主性、自立性、一体性(統合の深化)を高める支援を強化する。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響の緩和や対策、経済回復に向けた支援に取り組む。
- 域内共通の重点領域として、海洋インフラ、海上安全、海上法執行能力、防災や災害復旧・復興、脱炭素化、将来のリーダー層や行政官の育成・人的交流、保健医療システム強化等を支援する。
- ASEAN については、上記に加え、一体性と持続的成長の鍵である経済統合の推進、陸・海洋の経済回廊に係る連結性強化、成長の歪みを克服する質の高い成長、ミンダナオ等の地域が抱える脆弱性への対応、ASEAN 共同体との技術協力協定に基づく技術協力の推進等にも取り組む。
- ミャンマー情勢を踏まえ、関係者の安全確保及び同国との中長期的な信頼関係の維持に留意した対応に取り組む。
- 大洋州地域については、上記に加え、第 9 回太平洋・島サミット(PALM9)で打ち出される方向性を踏まえ、島嶼国側の関心の高い漁業資源管理、海洋プラスチック等の環境問題、自立的かつ持続可能な発展に向けたインフラ整備、貿易・投資や観光分野の支援に取り組む。

イ 南アジア地域

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受けてマクロ経済の悪化及び貧困層への影響等が懸念されており、貧困層が多く自然災害に脆弱な地域特性も踏まえ、コロナ禍による社会経済への影響からの回復、さらには強靱な社会構築への協力を行う。具体的には、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」を念頭においた保健システムの強化を含む地球規模課題への対応や基礎生活分野の改善、G20 及び日本政府が推進する質の高いインフラ協力を踏まえたインフラ整備や投資環境整備を含む産業競争力強化等の経済強靱性強化、域内及び他地域との連結性強化、平和と安定及び安全の確保を重点領域とする。これら協力を通じて FOIP の実現への貢献にも努める。

- 特に、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に基づく各種インフラ開発、保健医療、連結性強化、農業・上水道を含む社会開発、及び民間連携強化等を推進する。また、「日バングラデシュ包括的パートナーシップ」、「ベンガル湾産業成長地帯(BIG-B)構想」、「日・スリランカ包括パートナーシップ」に基づく事業の実施に加え、その他の域内各国向けの経済・社会インフラ開発支援等も行う。
- 平和で公正な社会の実現に向け、引き続きガバナンス及び社会開発強化に係る支援も行う。特に、スリランカにおける司法人材能力強化のための支援、バングラデシュにおける中核都市向け行政能力強化支援や、パキスタンでのヒューマンキャピタル形成に資する支援を行う。
- また、SDGs グローバルリーダー・コース等各種留学生プログラムやアフガニスタンにおける「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」、モルディブからの初受入を始めとする南アジア 6 か国での人材育成奨学計画(JDS: Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship)等を通じた人材育成及びネットワークを継続・強化する。

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域

- ガバナンスの強化、産業の多角化、インフラ整備、人材育成(特に、若手行政官や技術分野の幹部人材、高度産業人材等)を重点領域として支援を継続する。
- 特に、モンゴルでは、経済安定化とガバナンス強化、保健医療システム強化等に向けた取組を継続するとともに、持続的な経済成長に資する産業の多角化を図るため、農牧業マスタープランの策定や観光分野の開発等を支援する。また、深刻化するウランバートル市の渋滞や都市環境問題の改善を図るためのインフラ整備や再生可能エネルギー活用の基盤整備に向けた調査を行う。
- 中央アジア・コーカサスでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保健システムの強化、域内及び他地域との連結性強化、国内の格差の是正及び質の高いインフラに配慮した協力を推進し、発電所、農業金融等の円借款事業の着実な実施を継続するとともに、電力、農業、ビジネス振興、保健医療等で無償資金協力や技術協力の事業の形成を進める。
- 中国については、中国側関係機関との対外援助に関する情報共有・意見交換を行うとともに、ODA 終了後を見据え、これまでの協力のアセットを活用した活動可能性を検討する。

エ 中南米・カリブ地域

- ウィズコロナ、ポストコロナ下での新たな事業体系を形成しつつ、日本政府が掲げる「対中南米外交・3つの指導理念(juntos)」の具現化を企図した「日・中南米連結性強化構想」にも貢献するため、経済発展を一層促進していくためのインフラ整備(経済的連結性強化)、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援等(価値と知恵の連結性強化)を重点領域とし、かつ横断的視点として DX やイノベーションを取り入れた協力を行う。

- 具体的には、米州開発銀行や世界銀行、中米統合機構(SICA: Sistema de la Integración Centroamericana)等の域内開発パートナーとの既存の連携枠組をいかした事業展開及び新たな枠組の検討、「日・中南米共創」に向けた民間企業との協働エコシステムづくり等、新規性のある事業や新たなパートナーとの連携の推進、JICA チェアや留学生事業を活用した中南米地域協力の核となる人材育成等を推進する。また、日系社会との連携に関し、日系団体を通じてウイズコロナ、ポストコロナ対策を進めるとともに、民間企業、自治体、研究機関等との協力、海外移住資料館と国内及び中南米の資料館とのネットワーキングにより、国内外での取組を一層強化する。さらに、これまでの協力のアセットを活用し効果・効率性の高い事業実施を促進する。

オ アフリカ地域

- 2021 年度は TICAD7 公約期間(2019～2021)の最終年度に当たるため、引き続き「TICAD7 における日本の取組」の「経済」、「社会」、「平和と安定」の 3 本柱の達成に向けた取組を進める。
- 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす社会経済的なインパクトを踏まえ、アフリカにおける強靱なウイズコロナ、ポストコロナ社会の構築に向けて、「JICA 世界保健医療イニシアティブ」に基づく包括的な保健医療分野での取組のほか、社会経済面での支援に取り組む。
- また、TICAD8 に向けた準備を通じ中長期的な支援の方向性を具体化する。具体的には、TICAD8 に向けた機構貢献策(案)の検討、政府・国内外の民間企業・国際機関・二国間ドナー・大学等の幅広いパートナーとの対話、連携、広報活動の準備等を行う。
- DX や STI(Science, Technology and Innovation)の活用・推進、地域経済統合に向けた基盤整備、雇用・ディーセントワークの創出・促進、平和と安定・安全の確保等のアフリカ域内の共通課題に対応する事業の実施、「ポストコロナ時代のアフリカ開発」に関する研究及びアフリカ開発の課題と取組に係る国内外への発信に取り組む。

カ 中東・欧州地域

- 地域の安定化と人間の安全保障の確保、質の高い成長、地域的取組の推進等に留意しつつ、国の発展を支える人材育成、インフラ整備、投資環境整備等を重点領域として支援する。
- 特に、日本の技術・知見を活用し、格差是正や紛争被害の視点を含めたインフラ整備、環境分野の支援に取り組む。また、シリア難民については、2021 年度までに最大 100 名を目指した留学生受入を引き続き実施する。さらに、新型コロナウイルス感染症対策に係る開発政策借款等の支援を引き続き実施する。加えて、留学生・研修員受入や技術協力等の実施により、エジプトでの日本式教育の普及・定着を引き続き推進する。

- TICAD7 の公約に基づき、民間企業の北アフリカ進出支援を行うとともに、「西バ
ルカン協カイニシアティブ」に基づき、各種支援を実施する。

国内の連携の強化(地域活性化への貢献を含む)

(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

ア 民間企業等

- コロナ禍による状況変化に対応しつつ、企業の海外展開に向けた支援ニーズに寄
り添い、機構における民間企業との連携強化の方針を着実に実施すると共に、機
構全体での企業との連携情報の共有等一層の民間企業との連携を促進する体制
整備を推進する。
- 本邦企業等が有する技術や製品、システム、資金等を活用し、開発途上地域の課
題解決に貢献するため、中小企業・SDGs ビジネス海外展開に係る企業提案型の
事業を着実に実施する。特に、課題発信セミナー等を通じ、開発課題に係る現地
ニーズ等の情報を積極的に提供するとともに、各国の特定の課題に対する提案を
促進する。中小企業・SDGs ビジネス支援事業を終了した企業を対象に当該事業
後の海外展開状況等に係る事後モニタリングを実施し、教訓・提言を蓄積する。
- 開発協力への民間企業の裾野拡大及び民間資金の動員に係る取組を他の政府
関係機関等とも緊密に連携して実施する。特に、SDGs 達成に貢献する開発事業
や、ESG (Environment, Social and Governance) への取組や SDGs 貢献の観点
から積極的に取り組む企業を対象に、他機関との協調融資を活用しながら、海外
投融資による支援を拡大し、適切なリスク分散を伴う多様性のあるポートフォリオ
を構築することで、相対的に難度の高い事業に取り組む土台を作る。
- 我が国政府の政策・戦略策定プロセスへの情報提供・提言や我が国民間企業の
ニーズ等を踏まえ、協力準備調査を通じた海外投融資事業の形成促進等を図る。
また、日本政府による「インフラシステム海外展開戦略 2025」の 2021 年度以降の
新たな戦略目標達成に向けて、経協インフラ戦略会議等に対する必要な情報提供、
事業の形成・実施に取り組む。

イ 中小企業等

- 日本の中小企業等の海外展開支援を通じて、開発途上地域の課題解決に貢献す
るため、コロナ禍による状況変化に対応しつつ、中小企業等による提案型事業を
実施し、開発協力事業での活用や事業化を促進する。
- 他の中小企業支援機関や地域金融機関等との連携を強化し、開発途上地域での
企業のビジネスの具現化に向けた支援に取り組む。
- 終了した事業のフォローアップ、今後の事業形成等への活用を念頭に、中小企
業・SDGs ビジネス支援事業を終了した企業に対する当該事業後の海外展開事業
等に係る事後モニタリング等により教訓・提言を蓄積する。

(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ア ボランティア

- 国民の参加及び開発途上地域の住民との相互理解を促進しつつ、草の根レベルの活動を通じて開発途上地域の課題解決に資する事業を実施する。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年に全ての隊員が帰国し、開発途上地域における活動中断を余儀なくされたことを踏まえ、状況が改善され次第、事業の本格的な再開に向けて取り組む。
- 事業の再開にあたっては、コロナ禍で隊員が安全かつ健康に活動するための態勢を整備するとともに、適切かつ柔軟な派遣前の訓練形態及び内容を検討し、導入する。また、ICTを活用した募集・選考の運用定着や隊員活動への支援態勢を整える。
- 国民の開発協力への理解と支持を促進するためにも、国内外での事業成果の発信に加え、地方自治体、大学、民間企業等と連携した多様な形態による参加を促進する。具体的には、現職教員の派遣に向け、現職教員特別参加制度の新たな運用を地方自治体と協働して進めるとともに、大学との連携事業を推進する。また、民間企業との連携派遣制度に加えて、派遣中及び帰国隊員と民間企業の接点を増やす取組を進める。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、帰国隊員の社会還元を推進する。具体的には、OV会等関係者・団体との連携を強化し、人財バンク及び人材ニーズとのマッチングの実施等、人材情報の整備と活用を行う。また、自治体等との連携(海外協力隊経験者の紹介事業等)を通じ、国内における帰国隊員の活躍の場を広げるとともに、積極的な情報発信を行う。

イ 地方自治体

- 地方自治体が有する知見、技術等を活用した支援に取り組む。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指し、自治体連携事業の優良事例を蓄積・発信するとともに、自治体間で事例や経験を共有する機会を提供する。
- 特に、自治体が推進する地域の国際化や海外展開、開発協力活動を後押しすることで、国内外のSDGsの推進にも貢献する。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、国際協力推進員(外国人材・多文化共生)の配置を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

ウ NGO/市民社会組織(CSO)

- NGO/CSOの有する知見等の強みやアプローチの多様性を活用し、開発途上地域のニーズに沿った事業を実施する。また、事業の質の向上及び担い手の裾野拡大を目指して NGO/CSO との対話を強化し、草の根技術協力事業等への新規応

募・実施に至るまでの活動を促進するための適切なコンサルテーションを行う。

- 特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン等を活用した遠隔での事業実施を含めた柔軟な協力方法を検討する。あわせて、各国のコロナ禍で被害が深刻な脆弱層への支援事業の形成に NGO/CSO と共に取り組む。
- コロナ禍においても、各 NGO/CSO が有する強み等をより効果的に事業にいかせるよう事業の形成・コンサルテーションを行うとともに、事業の広報を積極的に実施する。加えて、NGO 等活動支援事業等を通じた NGO/CSO の能力向上に取り組む。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、責任ある外国人労働者受入れプラットフォームの運営を含む協力・連携、及び各種調査を通じた情報収集・分析に取り組む。

エ 大学・研究機関

- JICA 開発大学院連携の順調な進展の基盤をもとに更なる拡大を目指し、以下に取り組む。
- 開発途上地域の将来の発展を担う人材に対して、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国(ドナー)としての知見の両面を学ぶ機会を提供するべく、協力大学との連携を更に強化する。特に、放送大学との連携により、日本の近現代の発展と開発の歴史についての講義をオンデマンド方式の導入により、全ての研修員等に対して提供するとともに、放送大学の番組ラインナップの充実につなげる。さらに日本の近現代の発展と開発の歴史に係る講義を集中講義形式で実施する機会も増加させ、研修員等の学びの機会を増大させる。
- コロナ禍における人の国際的な移動の制限はあるものの、政府との調整を行い JICA 留学生の来日を実現させ、上記の学びの機会を確保する。
- 帰国後に日本で学びを母国の発展に効果的に役立ててもらおうとともに、知日派のリーダーとして活躍することを目指し、キャリア形成の段階に応じた教育プログラムの提供等により、帰国留学生との関係の維持・発展に引き続き取り組む。
- 加えて、JICA 開発大学院連携の成果を定着・発展させ、親日派・知日派リーダーを育成するために国内のみならず海外においても更なる拡大を目指し JICA 日本研究講座設立支援事業を展開し、日本の近現代の発展と開発の歴史についての各種コンテンツの内外における活用を促進する。
- 大学・研究機関の専門的知見やネットワークを活用した支援、担い手の裾野拡大に取り組む。また、地球規模課題の解決に資する事業をオンラインでのコミュニケーションを含めつつ実施するとともに、他の組織の事業も含む事業成果の活用を促進する。

オ 開発教育、理解促進等

- 児童・生徒の国際理解を促進するため、コロナ禍による影響を十分に考慮して、開発教育支援事業を実施する。また、文部科学省、教育委員会等の教育機関等と連携して、開発教育の裾野を拡大する取組を継続的に行う。

- 特に、教員向け研修プログラムにおいて、新学習指導要領の導入や SDGs に言及し広報を行う。
- 外国人材受入支援及び多文化共生の推進に向けて、外国ルーツの児童・生徒の増加等も考慮した効果的な取組を行う。
- 地球ひろばを含めた国内拠点での活動を通じ、国民の開発課題・国際協力への理解を促進する。特に、JICA 地球ひろばを中心にオンライン化やデジタル化による新たな取組を推進する。また、東京オリンピック・パラリンピックや SDGs の広まりを踏まえ、これらを入口とするイベント等の効果的な取組を通じて機構の各種事業を積極的に紹介するとともに、教員等の関係者や開発教育の関係機関との連携を通じて地球ひろばの展示の学校教育現場での活用推進に継続的に取り組む。

事業実施基盤の強化

(8) 事業実施基盤の強化

ア 広報

- 開発途上地域の開発課題に係る機構の活動及び成果を、オンラインツールや国内外で関心の高いイベント等の機会を活用し、国内外のプレス向けに発信する。また、国内外の一般市民に向け、広報誌、デジタルメディア、国際協力イベント等の多様なツールを活用した発信を強化する。
- 特に、新型コロナウイルス等の感染症対策を含む保健医療分野での協力を重点的に発信するほか、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、開発途上地域におけるスポーツと開発の取組等を発信する。
- ウェブサイトは、ページ数削減等で管理負荷軽減を進めるとともに、2022 年のリニューアルに向けた業務委託契約を実施し、具体的な作業に着手する。

イ 事業評価

- PDCA サイクルに沿って、事前評価、モニタリング、事後評価、フィードバックを着実に実施する。特に、2021 年度に事業評価を行う事業は、2020 年度に改定した評価基準(「整合性(Coherence)」を含む)を適用し、他の開発協力機関等による支援との適切な相互補完・調和・協調等について丁寧に確認・評価する。評価結果はウェブサイトにて迅速かつ分かりやすく公開・発信するほか、事業評価から得た知見を学会や国際会議等で発信する。
- 事業改善や効果向上に資するため、改定した評価基準ではサブレーティングの 4 段階化を適用するほか、テーマ別評価やインパクト評価等の各種分析や新たな評価手法による評価も継続的に実施し、事業評価から得られる教訓を協力方針の策定や事業の実施等にフィードバックする。
- 個別事業の効果の測定に留まらず、協力のまとまり(クラスター等)がどのような効果を発現しているのかの検証に資する事業評価について検討を進める。
- 事業評価の質の向上のため、評価実施・分析に関して、国際機関や大学等の多様な主体と連携して進めるほか、研修等を通じ、機構内外の人材の評価能力向上

に取り組む。

ウ 開発協力人材の育成促進・確保

- SDGs 達成への貢献、最新の援助潮流及び人材の需給状況を踏まえて能力強化研修を行うとともに、引き続き研修コースのラインナップ見直しや研修内容の改善を図る。また、オンライン研修の一部継続による遠隔からの受講促進やコンテンツの動画化等により、学習の利便性を高める。
- 2020 年度までに国際キャリア総合情報サイト(以下「PARTNER」という。)で登録した個人及び団体双方の PARTNER 利用を促進する。将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対しては、2020 年度までに拡充したコンテンツを活用し、将来の国際協力分野の担い手となる若年層及び地方人材に対する働きかけを強化し、キャリア形成を支援する。上記を通じて、引き続き PARTNER 登録者・団体数の増加及び情報発信の強化に取り組む。

エ 知的基盤の強化

- 「平和と開発のための実践的知識の共創」のビジョンのもと、事業の効果向上及び国際援助潮流の形成に資する国際的な学術水準の研究を行い、一新された研究所の体制下で世界への更なる発信力強化に取り組む。特に、新型コロナウイルス対応、人間の安全保障、質の高い成長、FOIP と政治経済学、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、日本の開発経験や開発協力の歴史、中国を含む新興国の動向や国際援助潮流を含めた開発協力等に関する研究を行う。また、各研究において、ウィズコロナ、ポストコロナ及び BBB の視点を踏まえ、新たな知見を引き出す。
- 研究事業の成果物のあり方、研究倫理のあり方、それに伴う質の管理、業務プロセス、内部統制、インセンティブ設計等について更なる改善を図る。
- 研究所の国際的プレゼンスを高め、一体感、統一感を醸成するため「人間の安全保障レポート(仮)」の作成に取り組む。
- 国際援助潮流の形成に、国際会議等を通じて積極的に参画する。
- 研究事業の質の向上と発信の強化のため、国内、新興国を含む海外の研究者、大学、研究機関等とのネットワークの充実を図る。特に、JICA 開発大学院連携において、教材を作成しこれらを通じた知日派人材の育成とネットワークの強化を進める。また、日本人の中南米の海外移住史研究を通じ、国内の多文化共生の推進への貢献を図る。あわせて研究事業を通じた機構の研究人材の育成にも取り組む。
- ウェブサイトやメーリングリスト等の有効活用、オンラインツールの活用による多様な関係者に向けたセミナー等の開催、国際会議、学会、大学の講義等を通じて、政策担当者、開発協力実務者、研究者、学生等に対して、ワーキング・ペーパー、書籍等の研究成果を効果的に発信し、双方間の対話を促す。

オ 災害援助等協力

- 国際基準維持及び派遣時の効果的な活動展開を実現する上で必須となる、登録要員の能力維持・向上のため、新型コロナウイルスの感染予防策を取りつつ、実践的な研修・訓練プログラムを策定・実施し、併せて必要な資機材を整備する。
- 2021 年度に予定されていた国際救助チーム再認証試験はオリンピック・パラリンピックの延期により 2022 年度に延期となる予定だが、これに備えて実施体制の強化及び資機材の更新を含め、引き続き国際緊急援助隊救助チームの基盤強化を推進する。
- 捜索・救助及び災害医療並びに感染症対策に関する国際連携枠組に参画し、日本の緊急援助の経験・知見を発信するとともに、効果的な協力体制確保のため、国内外の関係者とのネットワークを維持・強化する。具体的には、国際捜索救助諮問グループ (INSARAG: International Search and Rescue Advisory Group) の各会合及び演習の準備・実施を通じ、アジア太平洋地域内の捜索救助能力の向上と協力体制の強化に貢献する。また、WHO 緊急医療チーム (EMT: Emergency Medical Team、以下「EMT」という。) イニシアティブの作業部会等へ参画し、感染症疾患に係るガイドライン作成支援等を通じ、EMT という国際連携の枠組みの強化に貢献するとともに、アジア太平洋地域各国とのネットワークの強化に取り組む。
- 医療チームは、WHO による EMT 標準の改訂動向を踏まえ、野外病院レベル (WHO EMT Type2) 派遣の再認証に備えて、チーム体制・能力の強化を図り、最新の国際基準に沿った派遣準備態勢を整備する。感染症対策チームは、WHO による感染症危機支援の規範形成 (GOARN2.0 等) 及び日本政府が定める「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の改定動向を踏まえて、これらに整合したチームの体制整備に取り組む。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

ア 実施体制の整備

- 戦略的に事業を運営する基盤を強化するため、組織体制の見直しを引き続き行うとともに、運営の状況をレビューする。特に、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな国際協力に取り組むべく、業務改革や DX 推進に取り組む体制を強化する。
- 機構の業務戦略や事業方針等に係る外部からの助言を得るため、経営諮問会議等を継続的に開催する。
- 各部門の役割及び責任範囲を明確化するため、規程類を継続的に見直す。
- 国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構との海外拠点の共有化・近接化の可能性を引き続き検討する。

イ 業務基盤の強化

- コロナ禍や働き方改革による在宅勤務・リモートワークの急増、遠隔協力の推進、大規模災害やパンデミックの発生、日本政府が定めた「政府情報システムにおけ

るクラウドサービスの利用に係る基本方針」への対応等を考慮し、クラウド化の更なる推進を含めた情報システム基盤強化策を講じる。

- 国内外拠点の情報通信網の安定化及び回線逼迫解消のための取組を進める。
- 定型 PC 操作等の作業自動化 (RPA: Robotic Process Automation) に係るガイドライン等を元に業務システムの改善、構築及び DX 推進を支援する。
- 次期情報共有基盤及び次期情報通信網の要件定義、調達を行う。あわせて次期執務用 PC 導入に向けた要件定義を行う。

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

- 運営費交付金を充当して行う業務の一般管理費及び業務経費 (特別業務費及び人件費を除く。) の合計について、業務の質の確保に留意しつつ前年度比 1.4% 以上の効率化を達成する。

イ 人件費管理の適正化

- 事務・事業を効果的・効率的に執行するための人員配置の適正化に引き続き取り組む。
- その際、手当を含めた役職員給与を国家公務員の給与水準も十分に考慮した上で、厳格に検証し給与水準の適正化に取り組む。例年同様に、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

- 保有資産の内容を見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。また、詳細な保有資産情報の公表を引き続き行う。

エ 調達の合理化・適正化

- 機構の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。
- 契約監視委員会による点検を踏まえた競争性のない随意契約の適正な運用に取り組む。また、外部審査制度の活用、制度改善やセミナー開催等を通じ、透明性の向上、不正事案防止やその他関連リスク回避への取組、新規参入の拡大及び競争性の向上に取り組む。
- 特に、上記委員会の審議から競争性のない随意契約や一者応札・応募の削減に資する教訓や課題が導かれる場合は、それらを踏まえて制度設計に取り組む。
- コンサルタントの海外事業展開を支援する制度の改善を行い、安定的に運用する。また、コンサルタント等契約管理の質の向上に向けて、機構内の能力強化等を促進する。
- 国内外拠点の調達支援体制を一層強化し、遠隔研修や直接支援等の継続的な実施と、各拠点の調達実施体制の適性化及び調達事務能力の向上に取り組む。

- 機構内業務のDX推進の観点で、契約業務手続きの合理化や事務処理の自動化等を促進する。

3. 財務内容の改善に関する事項

- 運営費交付金を充当して行う業務について、以下6.に示す予算、収支計画及び資金計画に基づき、事業の質の確保に留意して適正な予算執行を行う。
- 「予算執行管理強化に関する諮問委員会」最終報告書での提言内容を踏まえ、予算執行管理や報告・統制及び制度を含めたカバランスの強化を継続する。
- 機構全体の予算執行管理の着実な実施のためには、個別事業の予算執行管理の徹底が重要であるため、四半期毎の理事会報告や年2回の予算見直しの機会だけでなく、各部署で月次で個別事業の予算執行状況を確認し、随時最新情報へ更新する。
- 事業担当者や予算管理担当者等の実務者向け研修や階層別研修等の継続実施を通じて、職員の予算執行管理能力の向上を図る。
- 前年度期末の運営費交付金債務残高の発生要因等を分析し、新型コロナウイルス感染症等の外的要因により支出年度が2022年度にずれ込まざるを得ない事業を早期に把握し、その事由や金額規模の検証も踏まえて適切な予算配分を行う。
- 中期目標期間の最終年度であることから、予算執行見込を常時把握・分析し、後年度負担が適切な水準になるよう調整を行う。
- 自己収入の確保とその適正な管理・運用に努める。

4. 安全対策に関する事項

- ダッカ襲撃テロ事件等過去の重大事案を風化させることなく、安全対策措置の遵守に係る周知徹底や緊急連絡先登録の徹底、研修の着実な受講等を通じて不断の意識づけを行い、事業関係者の重大事案ゼロを目指すとともに、脅威情報の収集・分析能力の強化、事業サイト等の防護強化を図る。
- また、安全管理体制強化については、高脅威度国・地域を中心にテロのみならずデモ・暴動の緊急事態等にも迅速に対応できるよう、世界各地域の情報収集・分析に努め、コンテキストに精通した人材の育成を含め地域に強い安全管理体制を整備する。また不測事態発生時の緊急対応体制の一層の強化を目標に初動対応の見直し徹底を図るとともに、シミュレーション訓練を通じた危機管理対応能力の強化を行う。
- コロナ禍により、国際連携と国際協力の更なる必要性が認識される中、継続するリスク環境下において、事業関係者の渡航、事業再開を加速化させていくため、国ごとに渡航先国における安全管理・健康管理の体制を検討し、整備していく。加えて、社会・経済の停滞が招く治安不安定化リスクを管理し、安全・着実に事業を推進していく。
- 工事安全対策に関する指針文書の適切な運用と見直し、現場での安全対策の支

援を通じ、施設建設等事業の工事安全対策に取り組む。特に、事故の件数が多い国や事業規模の大きい国での安全対策を重点的に実施する。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 効果的・効率的な開発協力の推進

ア 予見性、インパクトの向上

- JICA 国別分析ペーパーの策定又は改定対象国において、ウイズコロナ、ポストコロナも見据えて国・地域の課題を把握・分析し、協力の方向性を取りまとめるとともに、各国の協力プログラム及び事業計画の策定やそれらの実施・モニタリングに活用する。
- PDCA サイクルの一層の推進を意識しつつ、開発課題や地域が抱える課題の現状や解決策について検討し、事業の質と戦略性を強化する。事業形成や実施において「新時代の人間の安全保障」の効果的な反映を進めるべく、同理念の理解を促進し、更なる情報発信を進め、国際社会でより多くの賛同を得るための方策を検討・実施する。
- SDGs への貢献が明確化されたプログラム等の国際発信のほか、SDGs の推進に向けた国内外の連携・協働の強化に繋がる優良事例や各種取組から得られた教訓の収集及びそれらの機構内外での共有・発信に取り組む。

イ 効果・効率性の向上

- 日本政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに事業の実施上の課題を踏まえ、日本政府とともに開発効果の高い事業の形成・実施に向けた制度や運用の改善を行う。
- 技術協力については、資金協力や外部リソースとの連携を踏まえた事業マネジメント及び戦略的パートナーシップの強化、地域別戦略及びクラスター戦略に基づく効果的な事業の形成促進、並びに留学生事業推進のための制度の導入や運用の改善に引き続き取り組む。また、コロナ禍における機動的な支援を引き続き行う。
- 有償資金協力については、新型コロナウイルス感染症に起因する開発ニーズに引き続き対応するとともに、「インフラシステム海外展開戦略 2025」等の政府方針に掲げられた施策を実施する。
- 無償資金協力については、「無償資金協力の制度・運用改善に係る報告書」(2016年6月外務省)を踏まえた制度のモニタリング及びレビューを行い、さらなる改善に取り組む。加えて、ウイズコロナ、ポストコロナに対応した事業形成と実施を推進するとともに、地域別予算見通しを踏まえた戦略的・計画的な事業形成を促進する。
- ナレッジマネジメントについては、ナレッジマネジメントネットワーク(KMN: Knowledge Management Network、以下「KMN」という。)活動による機構内のナレッジの蓄積・共有・発信を推進するとともに、職員の専門性育成の推進を図る。また、KMN 活動での外部有識者等と関係者とのナレッジの共創を促進するほか、他ドナー・国際機関との相互学習を推進する。

(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信

- 国際的な援助潮流の形成に参画・貢献するため、国際会議等に積極的に参加し、日本の知見及び経験等を発信する。特に、人間の安全保障、コロナ危機対応、SDGs 達成のための規範・ルール作り、及び「東京栄養サミット 2021」等の主要国際会議における議論に貢献する。
- 新型コロナウイルス感染症危機への対応として、G20・パリクラブで合意した債務支払い猶予イニシアティブ(DSSI)及び DSSI を超える債務措置(Common Framework)に適切に対応する。

イ 国際機関・他ドナー等との連携推進

- 重要課題(新型コロナウイルス感染症対策、人間の安全保障、Human Capital 及び UHC、質の高いインフラ投資、FOIP 等)に係る事業での協力等の戦略的実施や理念の普及を促進するため、国際機関及び他ドナー等との本部レベルでの協議等を推進する。
- 国際的な開発協力の枠組をより包括的なものとするため、新興ドナーとの協議や連携を進めるとともに、新しいパートナーを含めた枠組・規範作りを議論する各種機会に積極的に参加・貢献する。また、南南協力及び三角協力に係る国際的な議論に参画し、機構の経験、教訓及び知見の共有を推進する。

(3) 開発協力の適正性の確保

ア 環境社会配慮

- 環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、環境社会配慮助言委員会の関与も得て、環境社会配慮面の審査とこれまでの定期的な監理結果を踏まえたモニタリング結果の確認を確実に行う。
- 特に、レビュー調査を通じて得られた現行環境社会配慮ガイドラインの運用状況や、世界銀行の新環境社会配慮政策の施行状況、環境社会配慮助言委員会からの助言等を踏まえた包括的な検討に基づき、ガイドライン改定に関する諮問委員会において同ガイドラインの改定方針及び改定案の検討が行われているところ、透明性と説明責任に配慮したプロセスにより改定を進める。
- 環境社会配慮及び改定ガイドラインに関する理解促進に向けた機構内外の関係者への説明・研修及びそれらのための資料の充実に取り組む。

イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進

- 機構事業におけるジェンダー主流化を推進するため、ジェンダー案件の量的拡充と質的向上を図る。具体的には、ジェンダー主流化重点案件の取組強化、事業の形成・実施時における助言、機構内外の関係者への各種研修に取り組む。
- 特に、「女性の活躍推進のための開発戦略」に資する女性にやさしいインフラの整備、STEM(科学・技術・工学・数学)分野を含む女子教育の推進・強化、「国連決

議 1325 号国別行動計画」に貢献する平和構築・防災分野等における女性のリーダーシップ推進及び「G7 2X チャレンジ」(女性のためのファイナンス)等を含む女性の経済的エンパワーメントに貢献する支援を重点領域とする。また、新型コロナウイルス感染拡大による女性・女児への影響を把握し、具体的な支援策を検討するための調査を実施するとともに、コロナ禍における事業の実施において、ジェンダー視点の反映を強化する。さらに、TICAD7 の成果への貢献策として、アフリカの女性のエンパワーメントに資する事業の形成(ジェンダーに基づく暴力の予防・対応の強化を含む)に取り組む。

ウ 不正腐敗防止

- 不正腐敗情報相談窓口等の適切な運用等を通じて、不正行為に関する情報を収集し、得られた情報に対して適切に調査・対応する。不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。また、不正腐敗を防止するため、相手国政府や関係者、職員への研修や啓発活動を実施する。

(4)内部統制の強化

ア 内部統制を実施するための環境整備

- 業務方法書等に基づき、機構の内部統制を機能させるために必要な規程等を整備し、必要に応じて改定するとともに、研修の更なる拡充を図り、職員の内部統制に係る一層の意識の向上に取り組む。

イ 組織運営に関係するリスクの評価と対応

- リスクの分析と評価においては、特にコロナ禍により生じうる組織運営に関係するリスクに着目し、その結果及びリスク対応状況をリスク管理委員会等の場で報告する。
- 有償資金協力業務の適切な業務運営を確保するため、有償資金協力に係るリスクを適切に識別・測定し、モニタリングを行う。

ウ 内部統制の運用

- 機構の内部統制が確実に実施されるよう、定期的に内部統制の実施状況をモニタリングし、結果を役員に報告するとともに、機構内で周知徹底を図る。
- 業務の有効性及び効率性を向上するため、機構の中期計画及び年度計画に基づく業務実績等評価を行う。

エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保

- 内部及び外部通報制度を適切に運用し、通報に対して迅速・適切に対処する。
- 性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEAH: Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment)に関し、事案対応に係る方針等を作成し、機構内で周知を行う。

オ 内部監査の実施

- 内部監査に関する国際的指針に則して内部監査を実施するとともに、監査結果のフォローアップを着実に実施する。

カ ICT への対応

- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(次期改正版)を踏まえ、改定の動向を踏まえた上で、情報セキュリティ管理規程等について反映、見直しを検討する。また、実績に基づいた改善事項等を必要に応じて規程等に反映させる。
- コロナ禍による執務環境の変化に伴い、クラウド化を中心としたシステム基盤の拡充・変更を進めるとともに、新システム基盤に即した情報セキュリティ対策を講じていく。

6. 予算、収支計画及び資金計画(有償資金協力勘定を除く。)

別表 1～3 のとおり。

7. 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

一般勘定 670 億円、有償資金協力勘定 2,900 億円

【理由】

- 一般勘定については、国からの運営費交付金の受入等が 3 か月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、国際協力機構債券発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。

8. 剰余金の使途(有償資金協力勘定を除く。)

- 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る(別途措置される補助金等で賄う経費を除く。)ものとする。

9. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1)施設及び設備に関する計画

- 効果的、効率的に業務を運営するため、予防保全の観点で踏まえた老朽化対策等、既存の施設・設備の整備改修等を実施する。

(2) 人事に関する計画

- 機構の事業が大きく変容しつつある中、変化する経営課題への即応性を高め、また職員個々人の成長と成果への強いコミットを引き出すために、資格等級、評価、報酬、人材育成等の人事制度の見直しを進める。
- 機構の働き方改革に係る方針（「Smart JICA 3.0」）の下、コロナ禍を契機とした新しい働き方の一層の促進に取り組む。多様な人材の多様な働き方を促進するため、働き方の選択肢の柔軟化やワークライフバランスの確保に向けた取組を継続する。各種研修、キャリア・コンサルティング、他機関への出向等を通じて職員等の能力強化に取り組むとともに、ナレッジマネジメントの強化等の業務の質を高める取組を継続し、内外から評価される組織を目指す。また、処遇改善や研修の拡充等を通じて現地職員が十分に能力を発揮し安心して働ける環境の整備を進める。

(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 31 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項）

- 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
- 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。

以上

（別紙）指標一覧

（別表）予算、収支計画、資金計画

(別紙)

指標一覧

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	
【指標 1-6 ¹ 】ABE イニシアティブ及び Innovative Asia 公約達成のための育成人材数(長期研修等) ➤ Innovative Asia	177 人
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進(「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅)	
【指標 2-8】学びの改善のための支援により裨益した子供の人数	10 万人
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	
【指標 4-3】防災分野に係る育成人材数	8,000 人
(5) 地域の重点取組	
【指標 5-2】2015 年日・ASEAN 首脳会議における公約達成のための、アジアにおいて育成する産業人材数	14,400 人
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
【指標 6-5】開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション件数	1,200 件
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	
【指標 7-4】ボランティア、地方自治体、NGO、大学・研究機関、開発教育関係等との連携及び参加促進に向けたコンサルテーション件数	1,200 件
(8) 事業実施基盤の強化	
【指標 8-2】プレスリリース発出数	50 件
【指標 8-3】フェイスブック投稿数	350 件
【指標 8-4】ODA 見える化サイト掲載案件の更新数	500 件
【指標 8-7】PARTNER 新規登録人数	2,100 人
【指標 8-10】国際緊急援助隊・感染症対策チームへの登録者数	200 人
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	
【指標 9-2】新情報共有基盤システムの研修実績回数	12 回
(2) 業務運営の効率化、適正化	
【指標 10-1】一般管理費及び業務経費の効率化	対前年度比 1.4%以上
【指標 10-4】有識者による外部審査を行った対象契約件数	70 件

¹ 指標の番号は中期目標(第4期)(2017~2021年度)の指標番号を指す(以下同様)。

4. 安全対策に関する事項	
【指標 12-3】事業関係者等の安全対策研修の受講者数(テロ対策研修受講者数を含む)	3,000 人 (うち、テロ対策実技研修 600 人)
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進	
【指標 13-3】SDGs への貢献の一層の明確化を含む戦略性の強化が図られ、国際的に対外発信された協力プログラム等の数	6 件
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	
【指標 14-2】参加・発信した国際会議の数	66 件
(3) 開発協力の適正性の確保	
【指標 15-4】機構が実施するプロジェクト(技術協力、有償資金協力、無償資金協力)におけるジェンダー案件比率	40%以上
(4) 内部統制の強化	
【指標 16-2】内部統制のモニタリング実施回数	2 回
(5) 人事に関する計画	
【指標 17-3】女性管理職比率	20%

(単位：百万円)

区別	開発協力の重点課題	民間企業等との連携	多様な担い手との連携	事業実施基盤の強化	法人共通	合計
収入						
運営費交付金収入	106,485	6,106	22,217	5,557	10,295	150,660
施設整備費補助金等収入	-	-	-	-	991	991
事業収入	268	-	13	-	-	281
受託収入	289	-	7	2	-	298
寄附金収入	-	-	30	-	-	30
その他の収入	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	-	-	-	-	-	-
計	107,041	6,106	22,267	5,559	11,286	152,260
支出						
業務経費	106,752	6,106	22,230	5,557	-	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,752	6,106	22,230	4,677	-	139,766
施設整備費	-	-	-	-	991	991
受託経費	289	-	7	2	-	298
寄附金事業費	-	-	30	-	-	30
一般管理費	-	-	-	-	10,295	10,295
計	107,041	6,106	22,267	5,559	11,286	152,260

[人件費の見積り]
14,520百万円を支出する。ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用

【参考】「開発協力の重点課題」セグメントの業務経費のうち、2021年度の地域別の予算内訳は以下のとおり。

	東南アジア・大洋州	東・中央アジア	南アジア	中南米・カリブ	アフリカ	中東・欧州	全世界・その他
「開発協力の重点課題」業務経費内訳	26,079	4,311	11,624	8,826	32,874	6,871	16,167

[注1]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

収支計画

別表 2

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等 との連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
費用の部	107,701	6,144	22,404	5,588	12,306	154,143
経常費用	107,701	6,144	22,404	5,588	12,306	154,143
業務経費	107,412	6,144	22,367	5,586	-	141,509
(うち特別業務費を除いた業務経費)	107,412	6,144	22,367	4,706	-	140,629
受託経費	289	-	7	2	-	298
寄附金事業費	-	-	30	-	-	30
一般管理費	-	-	-	-	10,590	10,590
減価償却費	-	-	-	-	1,716	1,716
財務費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-	-
収益の部	107,701	6,144	22,404	5,588	12,306	154,143
経常収益	107,701	6,144	22,404	5,588	12,306	154,143
運営費交付金収益	106,485	6,106	22,217	5,557	9,919	150,284
事業収入	262	-	13	-	-	275
受託収入	289	-	7	2	-	298
寄附金収入	-	-	30	-	-	30
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	1,716	1,716
賞与引当金見返に係る収益	660	38	137	29	150	1,014
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	520	520
財務収益	6	-	-	-	-	6
受取利息	6	-	-	-	-	6
その他の収入	-	-	-	-	-	-
臨時収益	-	-	-	-	-	-
純利益 (▲純損失)	-	-	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益 (▲総損失)	-	-	-	-	-	-

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(単位：百万円)

区別	開発協力の 重点課題	民間企業等と の連携	多様な担い手 との連携	事業実施 基盤の強化	法人共通	合計
資金支出	107,050	6,106	22,267	5,559	42,247	183,229
業務活動による支出	107,041	6,106	22,267	5,559	9,919	150,893
業務経費	106,752	6,106	22,230	5,557	-	140,646
(うち特別業務費を除いた業務経費)	106,752	6,106	22,230	4,677	-	139,766
受託経費	289	-	7	2	-	298
寄附金事業費	-	-	30	-	-	30
一般管理費	-	-	-	-	9,919	9,919
投資活動による支出	-	-	-	-	1,367	1,367
固定資産の取得による支出	-	-	-	-	1,367	1,367
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付による支出	-	-	-	-	-	-
国庫納付金による支払額	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越金	8	-	-	-	30,961	30,969
資金収入	107,050	6,106	22,267	5,559	42,247	183,229
業務活動による収入	107,041	6,106	22,267	5,559	10,295	151,269
運営費交付金による収入	106,485	6,106	22,217	5,557	10,295	150,660
事業収入	268	-	13	-	-	281
受託収入	289	-	7	2	-	298
寄附金収入	-	-	30	-	-	30
その他の収入	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	8	-	-	-	1,000	1,008
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	991	991
固定資産の売却による収入	-	-	-	-	9	9
貸付金の回収による収入	8	-	-	-	-	8
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	30,952	30,952

[注]四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。